

令和6年12月9日

長浜市議会議長 高山 亨 様

長浜市議会活性化検討委員会
委員長 押谷 正春

議会活性化検討委員会検討結果報告

長浜市議会基本条例の検証結果で「要検討」となった下記の課題について、議会活性化検討委員会で検討した結果を報告いたします。

本検討結果並びに具体的な対応に基づき、さらに議会活性化を推進されるよう進言いたします。

記

1 委員会のオンライン会議（長浜市議会基本条例第6条）

1 委員会のオンライン会議（長浜市議会基本条例第6条）

(1) 議会基本条例の検証結果

検証結果	今後の取り組み
要検討	運用面の整理を引き続き検討する。

(2) 議会活性化検討委員会の検討結果

検討結果
<p>開催の条件、秘密会への対応、オンライン会議への出席、説明員（市当局等）のオンライン出席、表決方法の整備及びその他事項について以下のとおり検討した。</p> <p>1 開催の条件</p> <p>委員長は、以下のいずれかに該当する場合、委員会をオンラインによる方法で開くことができる。ただし、少なくとも委員長と副委員長の一方は、いずれの場合であっても委員会室に参集することを原則とする。</p> <p>① 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難と委員長が認めるとき</p> <p>② 以下に示す者（以下、「委員会への出席を求められる者」）が、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、その他やむを得ない理由により、オンラインによる方法での委員会への出席の申し出があり、委員長が許可したとき</p> <ul style="list-style-type: none">・委員・長浜市会議規則第110条第1項の規定により出席を求められた委員外議員・長浜市会議規則第136条第1項の規定により出席を求められた紹介議員・その他、委員会又は委員長が必要と認める者 <p>2 秘密会への対応</p> <p>秘密会は、オンラインによる方法で開催することができない。</p> <p>3 オンライン会議への出席</p> <p>① 委員会への出席を求められた者は、上記1①の理由で委員会のオンラインによる方法での開催が決定された場合、オンラインによる方法で出席を希望する</p>

ときは、委員長に届け出なければならない。

② 委員会への出席を求められた者は、上記1②の理由で委員会のオンラインによる方法での出席を希望する場合は、事前に委員長の許可を得なければならない。

③ 委員会への出席を求められた者のうち、参考人、公述人及び請願者は、委員会の開催方法に因らずオンラインによる方法で出席できるものとする。

4 説明員（市当局等）のオンライン出席

説明員は、委員長が特に必要と認める場合に限り、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

5 表決方法の整備

① 委員会は、対面での開催、オンラインによる方法での開催を問わず、表決は出席委員の挙手を確認して行う。

② 簡易表決で出席委員から異議が出たときは、委員の挙手により表決を行う。

6 その他

① オンラインによる方法で出席する者は、会議の進行に支障がないよう、出席する環境を整えなければならない。

② オンラインによる方法で出席している委員は、表決宣告の際に会議に出席していないと認められる場合、表決に加わることができない。

③ オンラインによる方法で出席している委員が除斥された場合、委員会の同意により、除斥事由に係る案件に関する発言を行うことができる。

具体的な対応

上記の検討結果並びに地方自治法の改正等に基づいて、長浜市議会委員会条例（平成18年長浜市条例第212号）及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則第1号）を、別紙案のとおり改正することを求める。